

「燃料油価格激変緩和対策事業について」

「燃料油価格激変緩和対策事業」における「燃料油価格抑制制度」についてご案内申し上げます。

当事業は、原油価格高騰がコロナ下からの経済回復の重荷になる事態を防ぐための時限的・緊急避難的な措置として「ガソリンの全国平均小売価格が所定の水準を超えた場合に、政府が石油元売りに価格抑制の原資として原油価格の変動に応じた補助金を支給する」という趣旨で行われる事業です。

★対象油種

ガソリン・軽油・灯油・重油

★措置期間

令和4年3月31日まで

★店頭価格について

本制度はガソリンなどの小売価格の急騰を抑えるために行われるものであり、全国一律に小売価格を170円以下に値下げするものではありません。

詳しい情報は下記の専用ホームページかコールセンターにてご確認ください。

- ・ 燃料油価格激変緩和対策事業ホームページ

<https://nenryo-gekihenkanwa.jp>

- ・ 制度全般に関するコールセンター

0120-476-060